

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月21日

契約担当官  
函館開発建設部長 樺澤 孝人

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 函館開発建設部 函館・北斗・八雲・今金・せたな地区鉄くず等売払
- (2) 契約金額納付期限 納入告知書発行日から20日以内
- (3) 引渡場所 函館管理ステーション構内（函館市桔梗町435番地）  
函館道路事務所構内（北斗市追分4丁目11番2号）  
八雲道路事務所構内（二海郡八雲町東雲町23番地）  
瀬棚防災ステーション構内（久遠郡せたな町瀬棚区南川176番地の2）  
函館農業事務所資材置場（瀬棚郡今金町字稲穂160-1）
- (4) 引渡期限 所有権移転後（契約金額納付後）7日以内
- (5) 搬出期限 引渡後45日以内
- (6) 入札方法

ア 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を紙入札で行う案件である。

イ 入札者は、総価を入札書に記載すること。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の買受け」において、A、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
- ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
- イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の書類を提出している者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 売払対象物品の下見に参加した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先  
〒040-8501

北海道函館市大川町1番27号

北海道開発局 函館開発建設部 契約課契約スタッフ

電話 0138-42-7534

F A X 0138-45-9284

- (2) 入札説明書等の閲覧又は貸出期間、場所及び方法

ア 期間 令和2年7月21日(火)から令和2年9月15日(火)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時から17時まで。

イ 場所 上記3(1)に同じ

ウ 方法 閲覧及び貸出

ただし、上記場所での閲覧又は貸出を受けることが困難な場合は、郵送等(郵便(書留郵便に限る。))又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(信書便にあっては送達記録のあるものに限る。)をいう。以下同じ。)による交付を行うので、上記3(1)の問合せ先に申し出ること。この場合、送料等は郵送等を希望する者の負担とする。

- (7) 申込期間 令和2年7月21日(火)から令和2年8月27日(木)  
12時00分まで

(イ) 申込先 上記3(1)に同じ。

- (3) 申請書等の提出方法

持参又は郵送等によること。

ア 受付期間 令和2年7月21日(火)から令和2年8月27日(木)  
12時00分まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

イ 提出先 上記3(1)に同じ

- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

持参又は郵送等によること。入札書を封筒に入れ封印し、かつその封皮に、氏名(法人にあっては商号又は名称等)、当該入札件名及び開札年月日を朱書きしなければならない。

ア 入札書の受領期限 令和2年9月15日(火) 16時00分

イ 開札の日時 令和2年9月16日(水) 14時00分

ウ 開札の場所 〒040-8501

北海道函館市大川町1番27号

北海道開発局 函館開発建設部 1階会議室

### 4 競争に参加する者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、必ず下見に参加しなければならない。

下見に参加しなかった者は競争参加資格がない者とする。

売払対象物品の数量は、概数であり、カタログ等の単位重量及び計算により算出した数値を含んでいること及びサビ・摩耗等により減量となっている可能性がある。

また品質規格については、外観等から判定したものであるため、実際の数量・品質規格等については、下見により直接現物確認をして一般競争に参加を希望する者が判断すること。

下見の参加については、事前に下記、下見に関する問い合わせ先に申し込みをし、

集合場所等の確認をすること。下見当日は、受付（現地で「下見参加者受付簿」に記載）してから、下見を行うものとする。

なお、下見確認に際し、追加確認の希望がある者は、下見の日に説明担当者に希望を申し出ること。

下見期間（予定） 八雲・今金・せたな地区

- ①令和2年8月3日（月） 10：30～17：15
- ②令和2年8月4日（火） 10：30～17：15
- ③令和2年8月5日（水） 10：30～17：15

函館・北斗地区

- ①令和2年8月6日（木） 9：00～12：00
- ②令和2年8月6日（木） 13：30～16：30
- ③令和2年8月7日（金） 9：00～12：00
- ④令和2年8月7日（金） 13：30～16：30

※両地区とも下見参加申込期限 7月31日（金）13：00まで

下見に関する問い合わせ先

函館開発建設部 経理課 物品・管財スタッフ  
電話 0138-42-7512

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(3) 入札の無効

ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札又は入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

イ 入札説明書等の閲覧又は貸出を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者又は2者以上のために閲覧若しくは貸出を受けた者がいる場合は、「北海道開発局競争契約入札心得」（平成24年3月28日付け北開局会第728号及び北開局工管第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止等を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 入札執行回数

原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の決定を受けていない者も上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 入札説明書等、北海道開発局競争契約入札心得を必ず熟読すること。

(9) 詳細は、入札説明書による。